

(5) 保育料の納付 (※「認可保育所」を利用する場合にのみ該当)

「認定こども園、地域型保育事業所」は保育料を各施設へお支払いいただくこととなりますので、ご不明な点等がございましたら、各施設へお問合せください。

納付方法	<ul style="list-style-type: none"> 「納付書でのお支払い」又は「口座振替」があります。 ※口座振替は、金融機関への申請が必要です。振替開始は、手続きから2か月程度かかります。 「納付書」は、市役所や金融機関、コンビニエンスストアでのお支払いのほか、クレジットカード・スマートフォン決済アプリ等のキャッシュレス決済が可能です。
納期限	<ul style="list-style-type: none"> 当該月の末日 (※12月分は25日) ※納期限が土曜・日曜・祝日等で金融機関が休業日の場合は、翌営業日
その他	<ul style="list-style-type: none"> 期限内の納付が確認できない場合は、督促状を発送します。 長期にわたり保育料の滞納がある場合は、給与や財産等の差押えや、児童手当及び特例給付の額から保育料に充当を行います。 特別な事情により保育料の納付が困難な場合は、必ず市子育て支援課へ早めにご相談ください。

5 入所選考の流れ

認可保育所・認定こども園(保育)・地域型保育事業所を希望し、入所希望日が4月1日～6月1日の方

受付期間内に提出

申込受付

対象者	受付開始	受付終了
在園児(継続希望)	令和5年11月1日(水)	令和5年11月30日(木)
在園児(転園)		
在園児のきょうだい		
新規入所	令和5年11月1日(水)	令和5年12月13日(水)

1次選考



保育の必要性の高い方から選考します。申込順ではありません。

選考結果通知(郵送)
【1月下旬予定】

《入所が内定しなかった場合》

2次選考希望調査
【1月末締切予定】

《希望施設を変更した場合》
《入所保留(空き待ち)を希望した場合》

《入所の内定》

【市から保護者の方へ】(郵送)
・選考後の施設の空き状況をお知らせします。
・希望施設で空きを待つか、希望施設の変更を行うかの調査を行います。
【保護者の方から市へ】以下いずれか
・回答フォームから回答
・回答用紙を持参、郵送

2次選考

選考結果通知(郵送)【2月中旬予定】

《入所の内定》

《入所が内定しなかった場合》

2次選考で内定しなかった場合の希望施設の変更を行うかについても調査を行います。

施設での入所手続き

・施設から郵送、電話等で連絡があります。

入所保留(空き待ち)

・入所可能になった際に市から連絡します。

受付期間後に提出

申込受付【令和5年12月14日(木)～】

入所選考【2月下旬予定】

【選考の優先順位】

- 1 受付期間内に、申込みをした方
 - 2 申込日が早い方（申込順）
- ※申込日が同日の場合は、保育の必要性が高い方を優先。

選考結果通知【3月上旬予定】（郵送）

※選考には、申込みから1週間程度お時間をいただきます。2月中旬以降に申込みした場合は通知が3月中旬以降になる場合があります。

《入所の内定》

施設での入所手続き

- ・施設から郵送、電話等で連絡があります。

《入所が内定しなかった場合》

入所保留（空き待ち）

- ・入所可能になった際に市から連絡します。

認可保育所・認定こども園（保育）・地域型保育事業所を希望し、
入所希望日が6月2日～の方

申込受付【令和5年11月1日(水)～】

入所選考【入所希望日の2か月前】

【選考の優先順位】

- 1 受付期間内に申込みをした方
 - 2 申込日が早い方（申込順）
- ※申込日が同日の場合は、保育の必要性が高い方を優先。

選考結果通知【入所希望日の1か月半前以降】（郵送）

※選考には、申込みから1週間程度お時間をいただく場合があります。

《入所の内定》

施設での入所手続き

- ・施設から郵送、電話等で連絡があります。

《入所が内定しなかった場合》

入所保留（空き待ち）

- ・入所可能になった際に市から連絡します。

事前にご確認ください!!!

- ・書類に不備があった場合、受付終了日以降の申込みは、入所選考の対象外となります。
- ・アレルギーや障がい、療育等により集団生活の際に発達の遅れがある等の配慮が必要な児童の場合は、安全な保育を行うために入所内定前に面談を行っていただきます。施設の状況等により受入ができない場合があります。
- ・利用希望が無くなった場合は、速やかに市子育て支援課へ申込み取下げのお手続きをお願いします。
- ・利用申込みの際は、お子様と一緒にご希望の保育所等を見学していただくことをおすすめします。なお、見学を希望される際には、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。申込み前に保育方針、諸経費、送迎バスの有無などの利用条件をご確認ください。

認定こども園（教育）・幼稚園・認可外保育施設を希望する方

申込受付

入所選考・内定



施設により受付の開始時期や選考方法が異なりますので
事前に希望施設へお問合せください。

市へ支給認定、施設等利用給付認定等を申込み

市が認定し、
施設、保護者へ通知（郵送）

鹿屋市外に在住し、鹿屋市へ転入予定の方

『転入前の保育所等利用申込みに係る誓約書』を提出していただくことで、鹿屋市へ直接申込みしていただくことが可能です。受付期間は、市内の方と同じです。

鹿屋市内に在住し、鹿屋市外の保育施設を希望する方（広域入所）

里帰り出産や、勤務地の都合等により鹿屋市外の施設への入所を希望する場合は、希望先の市町村と鹿屋市で協議を行い入所を決定します。市内施設を希望する場合と同様に申込みしてください。



入所選考は、受入先施設の所在する市町村が行います。認定及び保育料の決定は鹿屋市が行います。



鹿屋市内に在住し、鹿屋市外へ転出予定の方

申込方法や受付期間が市町村によって異なりますので、希望する施設のある市町村へお問合せください。鹿屋市を通して申込みが必要な場合は、必要書類をそろえて提出してください。郵送で送付しますので、期間に余裕を持ってご提出ください。

保育の必要性和選考手順

以下の優先順位区分、選考項目を基に保育の必要性を判断し、入所選考を行います。選考の手順と各指数は以下のとおりです。

《選考の手順》

- ① 優先順位区分の高い方から施設への受入可否を判断
- ② 受入の可否が別れる区分について選考項目により保育の必要性を判断し受入可否を判断

《優先順位区分》

区 分
1 在園児及びそのきょうだい
2 地域型保育事業所に在園中で連携施設を希望する児童
3 保育所等に勤務する（予定の）世帯
4 特別の支援を要する世帯
5 ひとり親等の世帯
6 転園を希望する世帯
7 新規入所を希望する世帯

《選考項目》

項 目
保育の必要性の事由 （就労形態や勤務時間、出産予定日等）
児童の状況 （前年度の申込状況、入所状況等）
世帯の状況 （家族の同居状況、未就学児の人数等）

入所保留（空き待ち）

入所申込みは、令和6年度中（令和7年3月末日まで）は有効です。施設に受入が可能となった際に市から連絡します。

入所保留（空き待ち）となった場合は、鹿屋市から「入所保留通知」を郵送します。職場や、ハローワークから育児休業給付金の延長申請に係る書類の提出を求められた際は、ご利用ください。

【注意事項】

- ・希望施設の追加、変更を希望する場合は、「教育・保育給付認定変更等届出書」の提出が必要です。
- ・令和7年度（令和7年4月～）の入所を希望する場合は再度申込みが必要です。
- ・保育所、認定こども園（教育・保育）、地域型保育事業所に入所しながら空き待ちをすることはできません。

入所選考期間

入所選考は、利用希望日の2か月前から行い、希望日の1か月半前を目途に結果を電話連絡し、通知を郵送します。利用希望日の2か月前よりも前の場合は、申込順が前後して入所決定する場合があります。